

議題 1

食品表示の貼り間違いによるリコール案件

について

事業者の皆さんへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収を行った場合の届出が義務化されます！

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、**食品等の自主回収（リコール）を行った場合、管轄の自治体へ届出することが義務化**されます。

- 届出義務化の時期 **令和3年6月1日から**
- 届出方法 原則オンライン上のシステムを使用（詳細は裏面）
- 届出情報の取り扱い 国のシステムで一元的に管理され、公表されます。

報告対象

● 食品衛生法違反または違反のおそれ

(1) 食品衛生法に違反する食品等

腸管出血性大腸菌により汚染された生食用食品、アフラトキシン等発がん性物質に汚染された食品等。

(2) 食品衛生法違反のおそれがある食品等

違反食品等の原因と同じ原料を使用している、製造方法、製造ラインが同一であることで汚染が生じている等として営業者が違反食品等と一緒に回収する食品等をいうこと。

● 食品表示法違反

アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り。

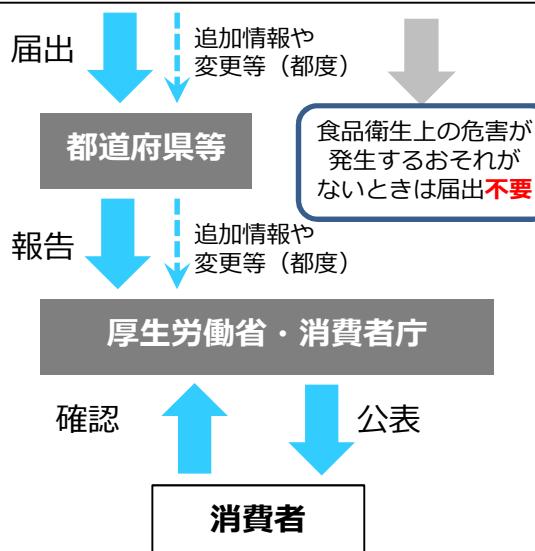
自主回収を行った食品等を自治体でクラス分類して報告

	食品衛生法	食品表示法
CLASS I	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が高い場合 (腸管出血性大腸菌に汚染された生食用野菜など)	喫食により直ちに消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性が高いもの
CLASS II	喫食により重篤な健康被害又は死亡の原因となり得る可能性が低い場合 (一般細菌数などの成分規格不適合の食品など)	喫食により消費者の生命又は身体に対する危害の発生の可能性があるものであって CLASS I に分類されないもの
CLASS III	喫食により健康被害の可能性がほとんど無い場合 (添加物の使用基準違反など)	

届出から公表までの基本的な流れ

食品等の製造者や販売者

自主回収情報を原則オンライン上で入力



(監視指導への活用)

- ・データ分析
- ・改善指導
- ・他の商品への拡大の有無等の確認

(消費者への情報提供)

- ・速やかな情報確認
- ・該当品の喫食防止
- ・回収協力

● 食品等の自主回収をしたらすべて必ず届出が必要ですか？

届出が義務づけられる自主回収は以下の場合^{*}です。

- ・大腸菌による汚染や硬質異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- ・アレルゲンや消費期限等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

* 食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合として厚生労働省令・内閣府令等で定めるときを除きます。

法律上の問題のない単なる商品の入れ間違いなどの情報は、行政が事故情報として把握・公表する理由に乏しく、むしろ健康被害に結び付く情報を埋没させる懸念があることから届出の対象としていません。



ひとくらし、あらいのため
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



医薬・生活衛生局 食品監視安全課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
電話 03-5253-1111 (代)



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
電話 03-3507-8800 (代)

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 0 食品衛生申請等システムへアクセス

[URL]

<https://ifas.mhlw.go.jp/faspte/page/login.jsp>



PCでのアクセスを推奨します。

スマートフォンの場合は、右の画面が出ますので、PC画面が確認できるようにスマートフォン用表示をデスクトップ用表示に切り替えてください。

iPhone (Safari) の場合

ツールバーのAボタンをタップし、「デスクトップ用Webサイトを表示」をタップするとPC用ページが表示されます。

Android (Chrome) の場合

Chrome から目的のページを開き、右上にある三本線のボタン[メニュー]ボタンをタップします。「PC版サイトを見る」で切り替えます。

Step 1 食品等事業者情報登録（初回のみ）

GビズIDまたは食品等事業者のアカウントを作成し、IDとパスワードを取得します。

GビズIDは、1つのID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです。

通常のアカウント作成を選択すると、他の行政サービスでは利用できませんので、GビズIDの取得を推奨します。

- ① 上記URLまたはQRコードから食品衛生申請等システムにアクセス

- ② GビズIDの作成またはアカウント作成を選択

- ③ 必要情報を入力し、登録

Step 2 届出の手続き方法

- ① ログインIDとパスワードを入力し、ログイン
※表面に記載のURLまたはQRコードからアクセス

- ② 申請したい項目（リコール情報の届出）を選択

- ④ 申請（届出）

※ 届出の内容について、管轄の自治体から問い合わせをすることがあります。

- ③ 製造所や商品情報を入力

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html



消費者の皆さんへ

令和3年6月1日から

食品等の自主回収情報が
オンラインで確認できるようになります！

消費者の健康被害発生防止のため一元管理がはじまります

改正食品衛生法と改正食品表示法に基づき、食品等事業者が行う食品等の自主回収（リコール）に関する情報を一元的に食品衛生申請等システムで確認できるようになります。

対象となるリコール情報は次のとおりです。

- 大腸菌による汚染や異物の混入等（食品衛生法違反または違反のおそれ）
- アレルゲンや消費期限、保存の方法等の安全性に関する表示の欠落や誤り（食品表示法違反）

● どのような情報が確認できるようになりますか？

自主回収される食品等（食品、添加物、器具、容器包装、おもちゃ）について、その商品名、回収理由、想定される健康被害等の情報が確認できるようになります。

● どこで確認できるようになりますか？

オンライン上のシステムで確認できるようになります。
詳細は裏面をご覧ください。

● いつから確認できるようになりますか？

令和3年6月1日からオンライン上のシステムから確認できます。



ひとくらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



医薬・生活衛生局 食品監視安全課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
中央合同庁舎第5号館
電話 03-5253-1111（代）



消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan



食品表示企画課
〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1
中央合同庁舎第4号館
電話 03-3507-8800（代）

食品衛生申請等システムの利用方法

Step 1 食品衛生申請等システムへアクセス

① 食品衛生申請等システムにアクセス

【URL】

https://ifas.mhlw.go.jp/faspub_link.do



② 「食品リコール」の「公開回収事案検索」を選択

The screenshot shows the homepage of the Food Business Application System. At the top, there's a banner with a photo of various food items. Below the banner, there are two main navigation sections: 'Food Recall' (highlighted with a red box) and 'Menu'. Under 'Food Recall', there's a link to 'Public Recall Case Search'. To the right of 'Food Recall', there's a section titled 'Menu' with text about the start of online application and submission. Below 'Food Recall', there's another section titled 'Open Data' with a link to 'Food Business License / Submission List'. At the bottom right, there's a note about the start of online applications for business license submissions from June 2020.

Step 2 リコール情報の検索方法

① 「年月日」や「商品名」などの情報を入力して「検索」

This screenshot shows the 'Public Recall Case Search' page. It has a search form with fields for 'Submission Date' (年月日), 'Business License Number' (整理番号), 'Product Name' (商品名), 'Reason for Recall' (回収の理由), 'Food Safety Law Article' (食品安全法条項), 'Recall Period' (回収着手時点における), and 'Status' (状況). There are also checkboxes for specific recall types and a note about article 20. The search button is labeled 'Search' (検索).

② 「検索結果」で表示された情報から任意のものを選択

This screenshot shows the search results page. It includes a search bar with 'Recipient' (届出者名) and 'Search' (検索) buttons. Below the search bar is a table header with columns for 'Health Risk Degree' (健康への危険度の程度), 'Reason for Recall' (回収の理由), 'Submission Date' (届出年月日), and 'Business License Number' (整理番号). A message in the center of the page says: 'Image is a sample, results are not displayed.' (画像はサンプルのため、検索結果は表示されていません.) This message is enclosed in a red dashed box. At the bottom, there's a footer with the Ministry of Health, Labour and Welfare logo and copyright information.

【食品衛生申請等システムに関するお問い合わせ】

厚生労働省のホームページに記載のヘルプデスクにお問い合わせください。

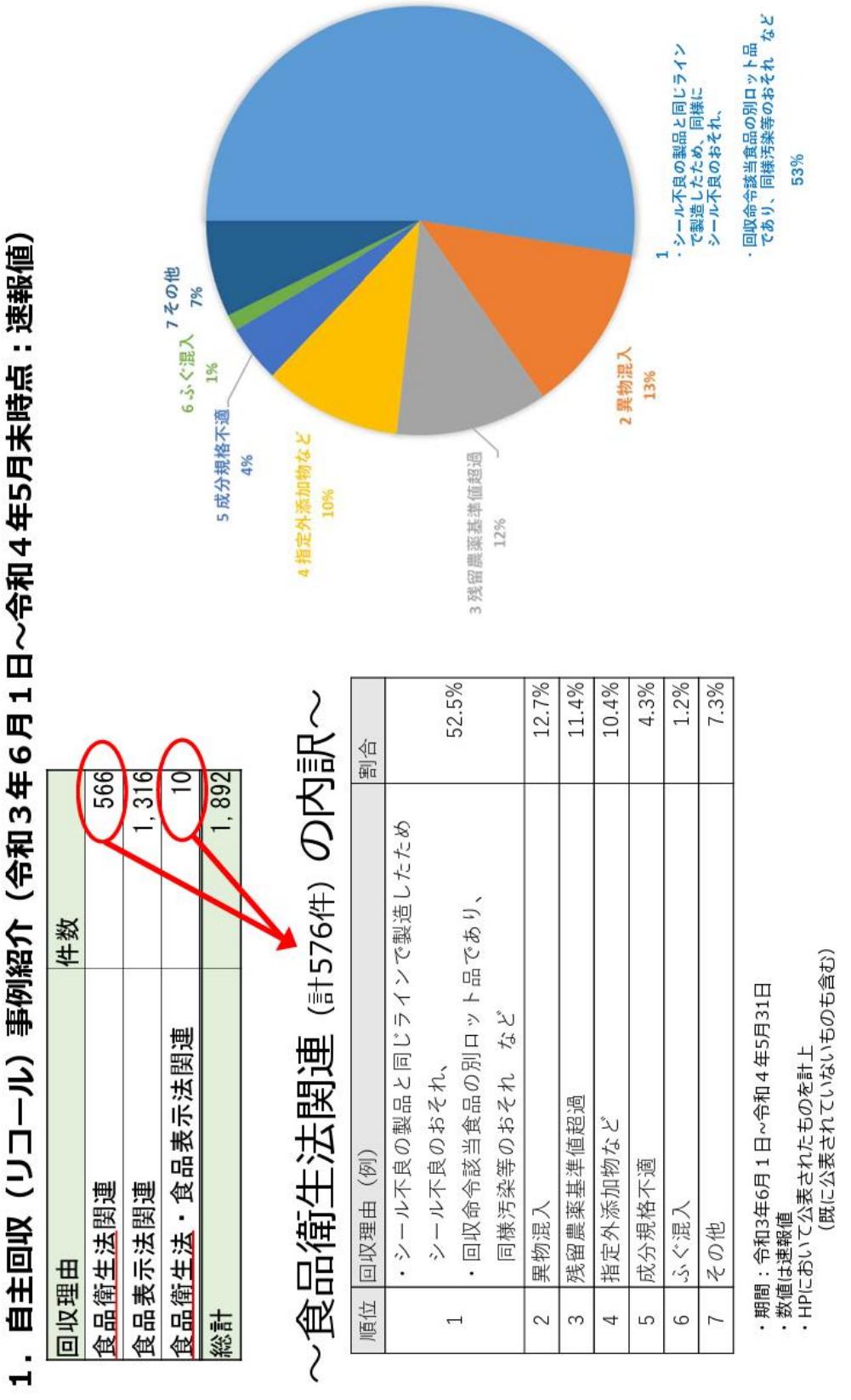
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/shokuhin/index.html



食品等のリコール情報の報告内容

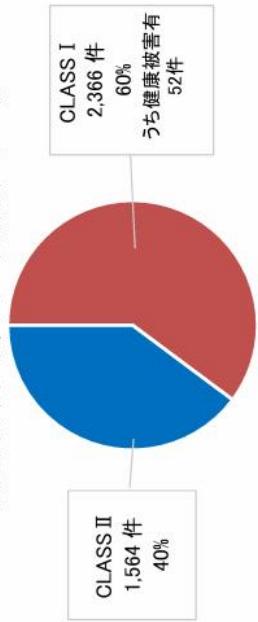
1. 自主回収（リコール）事例紹介（令和3年6月1日～令和4年5月末時点：速報値）

回収理由	件数
食品衛生法関連	566
食品表示法関連	1,316
食品衛生法・食品表示法関連	10
総計	1,892



（運用開始（令和3年6月1日）～令和5年9月末時点）

食品表示法に関する公開件数 3,930件



【①回収理由別の発生原因】

回収理由	発生要因		ラベルの貼入 又はカゴ詰め の不具合	使用原材料 の割り違い	ラベルの 貼り忘れ	その他	理由の記載 なし	計 (%)
	アレルゲン （アルギニン、アラニン、 シスル化物を含む）	期限表示 (保存方法の裏面を含む)						
食品表示法違反	6条8項命令に該当（特定原材料、保存の方法、期限表示等）するものの違反	1,228	197	141	48	42	255	1,911 (58.8%)
食品表示法違反のおそれ	アレルゲン表示について、特定原材料に準ずるものの違反	86	712		57	38	119	1,012 (31.1%)
その他（食品表示法）	上記以外の違反	3,356	7	10	1	3	4	25 (0.8%)
		380	その他	42	33	79	22	201 (6.2%)
		194						

(注) CLASS IIには食品衛生法におけるCLASS IIIに分類され公開されたもの4件を含む。

【②品目別の回収理由件数】

品目	回収の理由 （食品表示法によるものと含む）	アレルゲン （アルギニン、アラニン、 シスル化物を含む）	期限表示 (保存方法の裏面を含む)	保存方法 (期限表示を含む)	個別的義務表示 (別表第19・24関係)	その他	計 (%)	
							業種	回収の理由 （保存方法の裏面を含む）
調理食品	1,238	173	45	21	1,481 (45.5%)	販売業 (スーパー)	1,287	434 (28.9%)
水産物	79	311	36	36	475 (14.6%)	製造業	364	349 (24.1%)
菓子類	151	164	3	1	51 (11.4%)	販売業 (その他)	180	157 (12.8%)
畜産物	116	124	13	2	15 (8.3%)	飲食店 (飲食店)	58	48 (4.2%)
めん／パン類	126	89		1	21 (7.3%)	その他	23 (3.7%)	24 (1.7%)
飲料、水		9			14 (0.7%)		24 (39.6%)	9 (1.7%)
その他	201	142	6	4	43 (12.2%)			

【③業種別の回収理由件数】

業種	回収の理由 （保存方法の裏面を含む）	アレルゲン （スーパー）	期限表示 (保存方法の裏面を含む)	保存方法 (期限表示を含む)	個別的義務表示 (別表第19・24関係)	その他	計 (%)	
							業種	回収の理由 （保存方法の裏面を含む）
販売業	56	1,863 (57.3%)	73	13	56			
製造業	52	783 (24.1%)	7	7	52			
販売業 (その他)	60	416 (12.8%)	4	4	60			
飲食店	24	135 (4.2%)	1	1	24			
その他	9	55 (1.7%)			9			

※ ①、②、③の件数については、公開件数3,930件のうち回収を終了した件数を集計。

千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く）が受理したリコール届出件数

1 令和 5 年度 R5.4.1～R6.1.31（速報値）

	Class I	Class II	Class III	合計
食品衛生法違反（疑い含む）	2	4	0	6
表示法違反（疑い含む）	25	14	-	39
食品衛生法及び表示法違反（疑い含む）	0	0	0	0

2 令和 4 年度 R4.4.1～R5.3.31

	Class I	Class II	Class III	合計
食品衛生法違反（疑い含む）	3	14	0	17
表示法違反（疑い含む）	35	17	-	52
食品衛生法及び表示法違反（疑い含む）	0	0	0	0

3 令和 3 年度 R3.6.1～R4.3.31（制度開始時から集計）

	Class I	Class II	Class III	合計
食品衛生法違反（疑い含む）	2	4	1	7
表示法違反（疑い含む）	14	5	-	19
食品衛生法及び表示法違反（疑い含む）	1	1	0	2

千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く） リコール事例



	正しい表示	誤って貼付した表示	リコールの理由
事例 1	豚肉のみそだれ漬けのステーキ肉	牛肉ロースステーキ	<ul style="list-style-type: none"> みそだれに含まれる 小麦、ごま、大豆のアレルギー表示の欠落 豚肉ではなく牛肉を使用したこと、豚肉のアレルギー表示の欠落
事例 2	桜エビ入りコロッケ	キャベツメンチカツ	<ul style="list-style-type: none"> エビのアレルギー表示の欠落
事例 3	ハンバーグとカニクリームコロッケの弁当	牛焼肉弁当	<ul style="list-style-type: none"> エビ、カニ、豚肉、鶏肉のアレルギー表示の欠落
事例 4	寿司10貫セット (12貫セットなど 他の商品もあり)	—	<ul style="list-style-type: none"> セット内容のうち、一部ネタを変更 いくら、鶏肉、りんごのアレルギー表示の欠落
事例 5	チャーハン焼きそばセット	たこ焼きと焼きそばセット	<ul style="list-style-type: none"> 乳成分、カニ、鶏肉のアレルギー表示の欠落